

入札説明書

福岡県が発注する御笠川浄化センター 特高棟管廊築造工事（２工区）（一般競争入札）に係る入札公告に基づく入札等については、関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 公告日 令和７年８月２１日

２ 担当部署

（１）入札に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園 ７ 番 ７ 号

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟 ７ 階）

電話番号 092-643-3758

（２）工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園 ７ 番 ７ 号

福岡県建築都市部下水道課流域下水道係（県庁行政棟 ７ 階）

電話番号 092-643-3728

３ 工事内容等

（１）工 事 名 御笠川浄化センター 特高棟管廊築造工事（２工区）

（２）工事場所 福岡市博多区那珂 ４ 丁目

（３）工事概要 土木一式工事

管廊築造工 L=9.3m

基礎杭工 N=6 本

地盤改良杭工 N=4 本

仮設工 N=1 式

４ 工期

契約締結日の翌日から令和 8 年 6 月 30 日まで

５ 工事の発注方式

（１）本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易型）の対象工事である。

（２）本工事は、最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用する。

（３）本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）を設けている。

なお、詳細は「福岡県建設工事低入札価格調査試行要領」（以下「低入札価格調査試行要領」という。）による。

（４）本工事は、「福岡県県土整備部 ICT 活用工事（土工等）試行要領（以下「試行要領」という。）」に基づき請負者の提案・協議により、起工測量、数量計算、出来形測量、データの納品について 3 次元データを活用する ICT 活用工事（土工等）の施行案件である。請負者は、契約後に ICT を活用するか否かを判断し、文書にて申し出るものとする。なお、詳細は試行要領による。

(5) 本工事は、入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事であり、電子入札によらない者の参加は認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

ア ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカード再発行の申請中の場合

イ 名簿登録事項に変更が生じたこと等により、ICカード再発行の申請中の場合

ウ その他やむを得ない事由があると認められる場合

ア～ウのいずれかに該当する場合、紙入札方式参加承諾願を2の(1)の部局へ提出して承認を受けること。

(6) 電子入札による手続開始後は、原則として、紙入札方式への途中変更を認めない。ただし、障害等のやむを得ない事情がある場合は、紙入札方式移行申請書を2の(1)の部局へ提出して承認を受けること。

(7) 紙入札方式による手続開始後は、電子入札への途中変更は認めない。

(8) その他電子入札に関する事項は、福岡県電子入札運用基準による。

(9) 本工事において、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等（以下、「専任特例1号技術者」という。）を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。

ア 各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。

イ 工事の工事現場間の距離が、同一の専任特例1号技術者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動距離がおおむね片道2時間以内であること。

ウ 下請け次数が3を超えていないこと。

エ 当該建設工事に置かれる専任特例1号技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有するものであること。

オ CCUS等により、専任特例1号技術者が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。

カ 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場ごとに備えおくこと。

キ 専任特例1号技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ク 兼務する工事の数は2件を超えないこと。

(9) 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「監理技術者（専任特例2号）」という。）の配置を行う場合は、以下のア～ケの要件を全て満たさなければならない。

ア 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、1級施工管理技士補又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者（専任特例2号）に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は、所属する建設会社と入札参加申込みの締切日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 同一の監理技術者（専任特例2号）が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

オ 監理技術者（専任特例2号）が兼務できる工事は福岡県内の工事でなければならない。（ただし、福岡県発注工事の場合はこの限りでない。）

カ 監理技術者（専任特例2号）は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 監理技術者（専任特例2号）と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ケ 現場の安全管理体制について、監理技術者（専任特例2号）が統括安全衛生責任者を兼ねていないこと。

- (10) 本工事において、建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）が工事現場の主任技術者等を兼務することについては、監理技術者制度運用マニュアルに定められる資格要件等を満足するものとし、かつ以下の要件をすべて満たすこと。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。

ウ 営業所と工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ営業所から当該工事現場との間の移動距離がおおむね片道2時間以内であること。

エ 下請け次数が3を超えていないこと。

オ 当該建設工事に置かれる営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有するものであること。

カ CCUS等により、営業所技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。

キ 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場ごとに備えおくこと。

ク 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ケ 兼務する工事の数は1件を超えないこと。

6 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

土木一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年12月福岡県告示第805号）」に定める資格を得ている者（令和7年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）登載者）。

7 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年9月4日(木)現在において次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。
- (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。
- (5) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア 設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

(株)日水コン

イ 当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。

(ア) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者

(イ) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者

- (ウ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (6) 土木一式工事について、入札参加資格者名簿の業者等級別格付がAであること。
- (7) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所を那珂県土整備事務所管内又は福岡県土整備事務所（前原支所管内を除く）管内の福岡市及び糟屋郡志免町、須恵町、粕屋町に有すること。又は、建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所を福岡県内に有し、かつ、10 年間継続して建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうちその他の営業所を那珂県土整備事務所管内に有すること。
- (8) 平成 22 年度以降に那珂県土整備事務所管内又は福岡県土整備事務所（前原支所管内を除く）管内において、公共工事の元請として完成した現場打ち鉄筋コンクリート構造物工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が 20% 以上の工事に限る。）を有すること。

（注 1）本工事における「公共工事」とは、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注する建設工事をいう。また「特殊法人等」とは、次のアからクに掲げる要件のいずれかに該当する法人をいう。

- ア 地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づく法人であること。
- イ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条に基づいて設立された法人であること。
- ウ 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律 124 号）に基づく法人であること。
- エ 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）に基づく法人であること。
- オ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）に基づく法人であること。
- カ 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）に基づく法人であること。
- キ 独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）に基づく法人であること。
- ク 日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）に基づく法人であること。

（注 2）本工事における「現場打ち鉄筋コンクリート構造物」とは、土木一式工事であって、主たる構造が現場打ち鉄筋コンクリート構造（設計基準強度が 21N/mm² 以上）の橋梁下部工、カルバート工、鉄筋コンクリート橋、鉄筋コンクリート床版工、コンクリート擁壁工、フーチング工、床止工（落差工及び帯工）、堰・水門工、樋門・樋管工、伏越工、揚排水機場及びこれらに類する構造物の工事とする。二次製品の据え付けなどは対象としない。

※別紙「新型コロナウイルス感染症対策による建設工事の入札等の手続の対応について」参照

- (9) 平成 22 年度以降の公共工事において、元請の技術者として土木一式工事に従事した経験がある者を、監理技術者又は主任技術者として契約工期開始日から本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定を受ける監理技術者（「監理技術者（専任特例 2 号）」という。）を契約工期開始日から当該工事に配置できる場合及び専任を要しない期間の定めがある場合ははこの

限りではない。

配置予定技術者は、次のア又はイに該当する者であること。

ア 一級若しくは二級土木施工管理技士又は一級若しくは二級建設機械施工管理技士の資格を有する者。

イ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」に係るもの、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」若しくは「水産－水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

（注意）

専任の監理技術者又は専任の主任技術者は、所属建設業者と入札申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

また、建設業法第7条第1号に該当する経營業務の管理責任者でないこと。

- (10) 簡易な施工計画が適切であること。適切であるとは、必要事項の記載があり、かつ、発注者が示す課題を逸脱したものでないことをいう。

8 総合評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加算する。

(2) 総合評価の方法

「7 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、上記（1）について評価した評価項目について、0～30点の範囲で加算点を加える。さらに、低入札価格調査基準比較価格以上で入札した者には施工体制評価点（1.2点）を与え、その合計点を入札価格で除して得られた評価値により行う。評価基準は別表1のとおり。

標準点＋加算点＝100点＋（0～30点）

評価値＝【標準点＋加算点＋施工体制評価点（0点又は1.2点）】／入札価格

なお、落札者の決定方法は25の(1)による。

(3) 評価内容の担保

技術的所見に記載された内容については、工事完了において履行状況の検査を行う。

下記(5)により作成した簡易な施工計画に記載した内容の一部又は全部を受注者の責により履行していない場合は、工事成績評定点の減点を行うものとし、特にその状況が悪質と認められるときは、指名停止措置を行うことがある。

(4) 配置予定技術者の評価について

配置予定技術者を複数登録した場合は、評価の最も低い者を加算点の対象とする。

(5) 簡易な施工計画の作成方法及び留意事項

本工事を施工するにあたり、次に掲げる発注者が指定した課題に対して、各仕様書や各種法令等を満足するための具体的で有効な施工方法、施工上の工夫を様式第4号の5に記載すること。

課題1『コンクリートの品質確保について』

本工事で築造する管廊は、コンクリートを主要材料とした重要な構造物であるため、コンクリートの打込み及び養生等の施工時におけるコンクリートの品質確保について工夫を述べること。

なお、コンクリートの運搬に関する提案については評価の対象としない。

なお、簡易な施工計画の記載にあたっては、別紙「様式第4号の5簡易な施工計画」及び「簡易な施工計画を記載するにあたっての注意事項」を参照すること。

また、提出を行う簡易な施工計画の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の入札参加者といかなる相談・協議等を行ってはならない。

9 設計図書等の配布

設計図面及び仕様書については、福岡県ホームページからダウンロードすることにより交付する。

掲載：「トップページ」>「目的から探す」>「入札・公募案件」>
「入札・公募一覧」

10 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

仕様書等に対する質問がある場合には、次に従い、別紙「質問書」により提出すること。

ただし、質問の内容が、簡易な施工計画の評価に関するものについては、回答を行わない。

ア 提出方法

別紙「質問書」に必要事項を記載の上、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 提出場所

2の(1)に同じ

なお、電子メールの場合は、「kensomu-keiyaku@pref.fukuoka.lg.jp」へ送付すること。

ウ 受領期間

令和7年8月22日(金)から令和7年9月29日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、ホームページに掲載する。

ア 場所

掲載：「トップページ」>「目的から探す」>「入札・公募案件」>「入札・公募一覧」

※当該ホームページ上段

イ 期間

令和7年9月1日(月)から令和7年10月22日(水)まで

11 入札参加申込みの受付

(1) 申込受付期間

令和 7 年 8 月 21 日(木)から令和 7 年 9 月 4 日(木)までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分 (ただし、受付最終日については午後 3 時 00 分) まで

(2) 受付場所

2 の (1) に同じ

(3) 提出書類

様式第 8 号の 1「入札参加申込確認票」参照

(4) 提出方法

ア 電子入札システムによる場合

(3) の提出書類のうち各様式を電子入札システムに添付 (ただし、様式第 1 号の 1「競争参加資格確認申請書」は電子入札システム上の参加申請画面のため添付不要) するとともに、(3) の提出書類うち各様式を A4 サイズに添付書類を A4 又は A3 サイズの紙に印刷し、2 の (1) の部局へ持参又は郵送すること。

郵送の場合はウの手続による。

イ 紙入札方式による場合

(3) の提出書類のうち各様式を A4 サイズに添付書類を A4 又は A3 サイズの紙に印刷し、2 の (1) の部局へ持参又は郵送すること。

郵送の場合はウの手続による。

ウ 郵送手続

(ア) 郵送する書類の名称、枚数を記載した目録を作成すること。

(イ) 2 の (1) の部局の名称及び所在地をあて名とする書留とすること。

(ウ) 封書表面に令和 7 年 8 月 21 日公告、御笠川浄化センター 特高棟管廊築造工事 (2 工区) と明記の上、「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。

(エ) 書類の分割郵送は認めない。

(オ) 郵送する場合の期限は、令和 7 年 9 月 4 日(木)午後 3 時 00 分までに 2 の (1) の部局に必着とする。

(5) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は、返却しない。

12 競争参加資格確認通知

競争参加資格の有無は、令和 7 年 9 月 19 日(金)までに競争参加資格確認通知書により通知する。

13 競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと決定された者は、「福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」の規定に基づき、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明を求める場合には、令和 7 年 9 月 29 日(月)までに書面 (同要領様式第 1 号) を提出して行わなければならない。

(3) 書面は、2 の (1) の部局へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 説明を求められたときは、令和 7 年 10 月 6 日(月)までに説明を求めた者に対し回答書（同要領様式第 2 号）により回答する。

14 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

(1) 日時

電子入札システムによる入札は、令和 7 年 9 月 22 日(月)から令和 7 年 10 月 22 日(水)午前 9 時 58 分までの電子入札システム稼働時間

紙入札方式による入札は、令和 7 年 10 月 22 日(水)午前 10 時 00 分

(2) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟 7 階）

(3) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムにより入札手続きを行う者（以下「電子入札業者」という。）はシステムにより提出し、紙での入札手続きを行う者（以下「紙入札業者」という。）は入札書を直接持参すること。

イ 入札執行回数は、1 回とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札書に記載される金額を記録した電磁的記録を含む。）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

15 工事費内訳書（明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という。）の提出

(1) 入札書提出時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書提出時に工事費内訳書等を 2 の (1) の場所に持参により提出すること。

(2) 工事費内訳書等の様式は自由であるが、記載内容は、金抜設計書の項目（「費目 工種 種別 細別・規格」、「数量」及び「単位」）と同項目で作成され、かつ、入札金額と整合したものであること。

(3) 工事費内訳書等は、参考図書（入札金額の内容を確認するための資料）として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。

なお、上記 (2) に違反する工事費内訳書等の提出があった場合は、当該工事費内訳書等提出者の入札を無効とする。

16 低入札価格調査票の提出

入札に際し、調査基準比較価格を下回る入札をする者（以下「低入札価格入札者」という。）は、その価格をもって契約内容に適合した履行ができることを示す低入札価格調査票（以下「低入札価格調査票」という。）を提出すること。

紙入札業者は、入札時に低入札価格調査票を提出すること。

郵送又は電送による提出は認めない。

電子入札業者は、電子入札システムにより提出すること。

なお、低入札価格調査票の作成にあたっては、低入札価格調査試行要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

17 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 14 の（2）の場所において行う。

18 入札保証金

見積金額（税込み。以下同じ）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- （1）県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険期間は開札の日から 14 日間（県の休日を除く。）とする。

- （2）開札日から過去 2 年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件）したことを証明する書面を提出する場合

19 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは 100 分の 30 以上）の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- （1）保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは 100 分の 30 以上））を締結し、その証書を提出する場合

- （2）保険会社等と工事履行保証契約（契約金額の 100 分の 10 以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは 100 分の 30 以上））を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

20 入札の無効

- （1）次の入札は無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書、現場説明書若しくは入札心得書において示した入札に関する条件に違反している入札

ウ 同一入札者が二以上の入札（他人の IC カードを使用しての入札を含む）をした場合、当該入札者のすべての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が 18 に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載がない入札(くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。)

なお、くじによる落札決定を要しない場合においても、くじ番号の記載がない又は必要事項を確認できない入札は無効とする。

コ 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札

シ 低入札価格入札者において、低入札価格調査票の提出がない入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

21 失格基準価格

低入札価格調査試行要領第7条に基づき、失格基準比較価格を下回った価格で入札を行った者は、低入札価格調査を行わずに失格とする。

(1) 算定方法

調査基準価格の110分の100に相当する金額を調査基準比較価格とし、これに100分の99を乗じ、千円未満を切り上げた額を失格基準比較価格とする。この失格基準比較価格に当該価格の100分の10に相当する額を加算した金額を失格基準価格とする。

(2) 計算例

調査基準価格＝55,005,500 円

調査基準比較価格＝55,005,500÷1.10＝50,005,000 円

失格基準比較価格＝調査基準比較価格×0.99

＝50,005,000×0.99＝49,504,950＝49,505,000 円

(千円未満切り上げ)

失格基準価格＝49,505,000×1.10＝54,455,500 円

22 予定価格及び調査基準価格の事前公表の有無

有

23 予定価格及び調査基準価格の事前公表の場所、方法、期間及び注意事項

(1) 場所及び方法

2の(1)に掲示

(2) 期間

令和7年9月19日(金)から令和7年10月22日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 注意事項

予定価格以下の価格で入札できない者は、入札前に辞退すること。(辞退届を提出のこと)

24 支払条件

(1) 前払金

有

(2) 部分払又は中間前払金(併用)

有

25 落札者の決定の方法、落札者決定通知及び技術評価点通知

(1) 落札者の決定方法

ア 予定価格と失格基準価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、8 の(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

ウ 落札候補者の入札価格が調査基準比較価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準比較価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。

オ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、その者を落札者として決定する。

カ 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認めたときは、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(3) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)のウにより落札者が決定した場合

令和7年10月22日(水)

(イ) 上記(1)のオ又はカの方法で落札者が決定した場合

令和7年10月下旬頃(予定)

イ 方法

落札者が決定した場合は、直ちに入札書の提出を行った者に対し通知するとともに、当該入札結果を落札決定の翌日から2の(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県のホームページに掲載する方法により公表する。

(4) 技術評価点の通知

入札参加者の自者の加算点内訳については、2の(1)の部局に対して、自者からの書面「技術評価点の通知について」による申し出(通知の郵送を希望する場合は、返信用封筒(切手貼付)を申請時に添付又は郵送すること)により情報提供を行う。申し出は、電子申請時の添付、郵送又は持参により、入札参加申込期限日までとし、入札結果公表の日から起算して5日以内(県の休日を除く)に情報提供を行う。

ただし、入札の無効、辞退又は失格の場合は回答しない。

なお、評価点の根拠となる審査内容及び他者の技術評価点に関することは通知しない。

26 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書(以下「契約書」という。)第4条第3項及び第6項に規定する契約保証金の額を、請負代金額(税込み)の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額を、請負代金額(税込み)の10分の3とすること。

(3) 本工事で配置する主任技術者又は監理技術者は専任とし、契約書第10条第2項に規定する現場代理人との兼任は認めないものとする。

(4) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、他工事との兼任は認めないものとする。

る。なお、専任特例 1 号技術者、営業所技術者等及び監理技術者（専任特例 2 号）の配置は認めないものとする。

27 人権尊重の取組

入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

28 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）、入札心得書、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

(5) 落札者は、契約書を契約担当者に提出する際に、契約書に規定する暴力団排除条項第 1 項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書及び労働関係法令を遵守すること等について誓約する誓約書を提出することとし、これらの誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

(6) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合のほかやむを得ない理由が生じた時には、入札を取り止める場合がある。

(7) 本工事以降の他の工事の開札において、重複受注の制限が設けられた工事等落札者の決定に影響がある場合、以降の開札について、落札者の決定を保留することがある。

(8) 申請書、技術資料等に虚偽の記載をした場合、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その 2 に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずることがある。また、虚偽の記載をした者が行った入札は無効とし、この者を落札者としていた場合は落札者決定を取り消す場合がある。

(9) 低入札価格調査について、虚偽の書類を提出したと認められた場合は、その者の入札を無効としたうえで、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その 2 に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずることがある。

(10) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒816-0943

大野城市白木原 3-5-25

福岡県流域下水道事務所

電話番号 092-513-5590